

男女共同参画週間《6月23日（火）～29日（月）》

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日が平成11年6月23日であることにちなみ、全国一斉にこの日からの1週間を「男女共同参画週間」としています。この期間に実施される様々な取組を通じて、法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

男女共同参画の日《7月30日（木）》

今から144年前の明治9年の7月30日に浜松県榛原郡横岡村（現在の島田市）の女性が選挙の投票を行ったことが、日本で女性が最初に投票した選挙であると言われています。

静岡県では、この日にちなみ、7月30日を「男女共同参画の日」として条例で定めています。

Q. 男女共同参画ってそもそもどんな意味？

A. 男や女といった性別に関係なく、全員に平等にチャンスがあって、何にでもチャレンジできることです。

男女共同参画社会基本法には、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

Q. 静岡県では、男女共同参画社会に向けてどんなことをしているの？

A. 第2次静岡県男女共同参画基本計画を策定し、様々な取組を行っています。

【取組の一例】

- ・男女共同参画を進める企業団体への支援（知事褒賞の授与や県ホームページでの紹介等）
- ・大学生・高校生等を対象に女性活躍についての出前講座の実施
- ・県内市町の男女共同参画施策の取組支援・連携

※これ以外にも様々な取組をしています！！ 詳しくは県HPをご覧ください。



静岡県 暮らし・環境部 県民生活局 男女共同参画課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-3363 FAX 054-221-2941



静岡県男女共同参画ポータルサイト
あざれあナビ
つなぐ・むすぶ・チカラになる



女性活躍を推進する「官民一体」のネットワーク
**ふじのくに
女性活躍応援会議**



あざれあ相談 ひとりで悩まないで・・・まずは電話で話してみませんか？



【女性相談】

0558-23-7879（賀茂地区）
055-925-7879（東部地区）
054-272-7879（中部地区）
053-456-7879（西部地区）

月・火・木・金 9:00～16:00
水曜日 14:00～20:00
第2土曜日 13:00～18:00
※いずれの地区も上記曜日・時間
（祝日・あざれあ休館日を除く）



【男性相談】

054-272-7880（毎月第1・3土曜日 13:00～17:00）※あざれあ休館日の場合は翌週土曜日に実施